

## 臨時休業 クラブの臨時休業について

### ●クラブを臨時休業する場合があります

例えば、以下のような場合です。

- ◆利用児童がいない
- ◆台風、地震などの自然災害
- ◆感染症、伝染病の流行
- ◆凶悪犯罪などの発生

臨時休業する場合は前日までに、ご連絡いたします。

## 利用できません クラブを利用できない子ども

### ●クラブをご利用いただけない場合があります

例えば、以下のような場合です。

- ◆所属する学校、学年、クラスが臨時休業になったとき
- ◆子どもが感染症や伝染性の病気にかかったとき
- ◆利用料金を滞納したとき

## お迎え 保護者のお迎えをお願いします

### ●原則お迎えをお願いします。

- ◆お迎え者は、必ず事前に申請ください。
- ◆「お迎え者」として申請のない方には原則としてお引き渡しできません。
- ◆子どもが病気やケガをした場合、地震・台風の接近、凶悪犯罪の発生等の場合、「緊急連絡先」にご連絡をし、「お迎え者」に**至急のお迎えをお願いすることがあります。**

## お願い クラブ利用時のお願い

- 出欠表を忘れずに持たせてください。
- クラブをお休み、遅刻、早退する場合は、保護者がクラブに責任をもってご連絡ください。(遅くとも当日13時まで)ご連絡がない場合、緊急連絡先に問い合わせさせていただきます。
- ひとり帰りについて
  - ◆「自立準備面接表」をもとに決定いたします。
  - ◆緊急時などは習い事をお休みとさせていただきます。
- 一人で習い事に行く場合は、個別にご相談の上「ひとり帰り申請届」を提出してください。
- クラブ備品等の破損については、保護者に保険請求手続きの協力をお願いすることがあります。
- 「ひとり帰り」開始や「退所」については子どもに見通しがたつよう、十分な準備期間をとってください。

## 緊急時対応 ケガ・自然災害・不審者等対応

- 子どもがケガなどをした場合はご連絡の上、クラブにて応急処置・救急車等の手配を行います。
- 緊急連絡先、お迎え者に追加・変更がある場合は、すみやかに変更届を提出してください。
- クラブでは以下の保険に加入しています。

入院保険金日額	5,000円
通院保険金日額	2,000円
死亡	2,100万円
後遺障害	3,150万円

### ●まちComiメール

緊急時のご連絡は原則「まちComi」メールで行います。臨時休業、クラブをご利用いただけない場合、ひとり帰り中止の場合に配信いたします。

### ●「松戸市安全安心情報」のご案内

このサービスについてのお問い合わせは、松戸市HPまたは松戸市市民部市民安全課まで

## 法人紹介 NPO法人ねばあらんどのご紹介

### ●設立趣旨(一部抜粋)

子ども達にとって学齢期は、心身ともに大きく成長する大切な時期です。自らを形づくる時期だからこそ、「自立」に向け、自ら考え、自ら行動し、仲間や大人たちと協調していくことを、学童クラブで学んでほしいと思っています。

こうした時期の子ども達を様々な大人たちが、支援していきます。その大人たちとは、学童クラブの指導員だけでなく、学童クラブを利用する保護者や地域の人たちです。

支えられるのは子どもたちだけではありません。私たち大人も互いに支えあい、子ども達とともに学び、ともに成長して行きたいと考えます。そして、学童クラブを運営することで、「子育て」を通して学んだことを地域へ発信し、「子どもと育つ」まちづくりに貢献できたら、すばらしいことです。

### ●所轄クラブ(括弧内は対象小学校)

- ◆新松戸クラブ(新松戸南) ◆あかしあクラブ(新松戸西) ◆ひまわりクラブ(六実) ◆幸谷クラブ(幸谷) ◆小金クラブ(小金) ◆栗っ子クラブ(栗ヶ沢) ◆松飛台クラブ(松飛台)

### ●法人の活動についてはホームページをご覧ください。

<http://www.never-land.info>

# 新松戸放課後児童クラブ 利用ガイド

※この利用ガイドは平成29年10月に作成したものです。  
今後変更される可能性があることをお断りしておきます。  
30年度利用決定者は「利用のしおり」で詳細確認ください。

## 連絡先 放課後児童クラブに関する連絡先

### ●新松戸放課後児童クラブ

※お問い合わせは利用時間内(2頁)にお願いします。

〒270-0034 千葉県松戸市新松戸6-301

(新松戸南小学校内)

電話/FAX **047-340-3740**

携帯 **090-9828-1814**

電子メール [shinmatsudo@never-land.info](mailto:shinmatsudo@never-land.info)

携帯メール [shinmatsudo\\_k@ezweb.ne.jp](mailto:shinmatsudo_k@ezweb.ne.jp)

## 運営 当放課後児童クラブの運営主体

- 当クラブはNPO法人ねばあらんどが運営しています。  
平成29年10月1日現在の理事構成は以下の通りです。

理事長	百田 清美
副理事長	鈴木 悦朗、井田 梢
理事	鈴木 正人、幾島 康夫、田村 陽子 新居 稔
監事	久保 秀敏

### ●NPO法人ねばあらんど・事務所

〒270-2253 千葉県松戸市日暮3-1-5

コーポヒロ106

電話 **047-701-8041**

FAX **047-312-8043**

電子メール [never-land@never-land.info](mailto:never-land@never-land.info)

### ●第三者委員

困っていること、相談したいことを職員・第三者委員がうかがいます。詳細はしおりをご覧ください。

## 利用時間 クラブの利用可能時間

- **登校日**: 授業終了時～午後7時
- **学校休業日(月～金)**: 午前8時～午後7時  
長期休暇や振替休業日(運動会や土曜参観)も含まれます。
- **学校休業日(土)**: 午前8時～午後6時  
※所定時間に遅れた場合、別途遅延料がかかります。

## 休業日 クラブのお休みの日

- **日曜日・祝日**
- **年末・年始**: 12月29日～1月3日

## 利用種別 クラブの利用について

- **クラブは生活の場です。原則として通年利用をお願いします。**
- **利用種別**
  - ◆ **新規** 初めての利用
  - ◆ **継続** 前年度に引き続き利用
  - ◆ **再利用** 退所した児童が再び利用
  - ◆ **一時** 状況に応じて受け入れる場合があります

## 利用対象 クラブの利用対象児童について

- **保護者が就労等により昼間養育できる状況にない児童**
- **保護者が就労以外の理由でクラブを利用したい場合はご相談ください。**
  - ◆ **就学** ◆ **就職活動** ◆ **介護** ◆ **疾病** ◆ **その他**
- **原則 新松戸南小学校に通う児童**
- **利用にあたり、配慮を要する児童はご相談ください。**
  - ◆ **障がい児(療育手帳等を持っている児童)**
  - ◆ **発達障がい児**
  - ◆ **その他**

## プライバシーポリシー 個人情報保護指針について

- ◆「個人情報保護法」第3条に記された「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものである」という基本理念にのっとった運営(仕組みづくり、実施、維持、改善)を行います

## 利用料金 放課後児童クラブの利用料金

### ● 利用料(予定)

基本料金	9,000円/月
減免料金	4,000円/月
遅延料金	500円/回

※利用料は各月1日から月末までの一ヶ月単位となります。  
※利用料減免制度は、教育委員会の就学援助制度に準じて申請いただきます。手続き書類は6月ごろ配付予定です。  
※遅延料金については、遅延がある度にお支払ください。

### ● 入会金

新規に通年利用する場合は、児童1人につき10,000円

## 支払方法 利用料金の支払方法について

### ● ゆうちょ銀行の口座から引落としになります

引落し日は利用する月の**5日**です。

引落とし手続きが完了するまで、お手数ですが下記口座にお振込みいただくこととなります。

※この場合、別途振込み手数料がかかります。

### ● 一時利用

利用開始日までにクラブにお持ちいただくか、下記口座にお振込みください。

## 振込口座 利用料金の振込み先

- **銀行口座** **千葉銀行 新松戸支店**  
**普通口座** **口座番号3402613**  
**口座名義** **特定非営利活動法人ねばあらんど**  
**理事長 百田清美**

## 利用手続 クラブを利用するための手続

### ● 利用手続きのルール

- ◆ 年度ごとに必要書類を提出してください。
- ◆ 利用にあたっては、必要な書類をクラブの指定する日までに必ず提出してください。
- ◆ 新年度利用については、12月1日から12月28日まで、年度途中の利用は前月1日、中止は前月末日までとなっています。
- ◆ 提出内容に変更がある場合は変更届を提出してください。

※クラブの利用は、基本的に毎月1日から月末までを単位としています。

## 利用決定 年度ごとに決定を行います

### ● 決定・通知

- ◆ 利用申込書類一式、面接、重要事項確認等により、理事が決定・通知します。
- ◆ ただし、施設および保護者の状況により不承認・待機となる場合があります。

### ● 利用取消

- ◆ 利用料未納や提出書類不足等の方は、利用承認を取り消すことがあります。
- ◆ 保護者の就労状況により、利用承認を取り消すことがあります。

## 退所手続 退所される場合の手続き

### ● 退所手続きのルール

- ◆ 退所する場合は、「放課後児童クラブ退所申請書」を提出してください。
- ◆ 提出期限は、退所希望月の前月末日までです。  
※11月末に退所される場合は、10月31日までに提出いただき、11月分利用料は11月5日に口座引落としとなります。